１０　教師を取り巻く環境整備に関する方策の推進について

【ポイント】
- ○　学校における働き方改革の更なる加速化のため、あらゆる施策と十分な財政措置を講じ、教育環境の充実を図るとともに、給特法の改正により令和８年度に各教育委員会において策定・公表する「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定作業が過度な負担とならないよう十分な支援を行うこと。
- ○　令和 12 年度までの教職調整額 10%への確実かつ計画的な引き上げを実現すること。
- ○　令和８年度からの中学校 35 人学級への定数改善について、義務標準法を改正することによって確実に実施することとし、学級増に伴い必要となる基礎定数について、加配定数の振替によることなく措置すること。
- ○　子どもたちに対してより良い教育を行い、教師自身の志気が高まるよう、学習指導要領を見直すこと。
- ○　より多くの学生が免許取得できるための単位数の見直しや、教職生涯を通じて能力向上への意欲を喚起させるような教職課程・免許制度改革に取り組むこと。
- ○　部活動の地域展開等の推進のため、指導者の人材確保や総括コーディネーターの配置、部活動指導員の継続的な配置、経済的に困窮する世帯に対する支援など部活動改革の全国的な実施に向けた体制整備に取り組むこと。

学校教育の質の向上に向けて、教職が魅力ある仕事として教職志望者に再認識されるとともに、教師が自信と誇りを持って「令和の日本型学校教育」を担うことができる環境を整備するため、中央教育審議会における議論も踏まえ、学校における働き方改革の更なる加速化、教師の処遇改善、学校の指導・運営体制の充実、教師の育成支援を一体的・総合的に推進する必要がある。

また、全国的な少子化が進む中で生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会を継続的に確保・充実し、また、学校教育の質の向上にも資する学校における働き方改革の推進に向けて、予算措置を含めた地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備充実を図ることが重要である。

こうした理由から以下の事項について提言する。

１　学校における働き方改革の更なる加速化

学校における働き方改革については、これまでの取組の成果は着実に出つつあるが、依然として長時間勤務の教職員も多く、引き続き取組を加速させていく必要がある。

国においては、学校・教師が担う業務の在り方について、更なる役割分担・適正化を推進するため、「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（令和６年８月 27 日中央教育審議会）に基づく取組の方向性等が示されているが、これらをより実効性あるものとするための仕組みを構築すること。

また、給特法の改正により、令和８年度に各教育委員会において「業務量管理・健康確保措置実施計画」を策定・公表することになるが、その策定作業が過度な負担とならないよう十分な支援を行うとともに、計画の着実な実行を可能とするため、教職員定数の改善、教員業務支援員や副校長・教頭マネジメント支援員をはじめとする支

援スタッフの充実、外部人材の積極的な活用、教師が担う必要のない業務等の外部委託の推進、学校部活動の地域展開や学校ＤＸの推進、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進による地域全体で子どもたちの成長を支える社会の実現、保護者等からの過剰な苦情等に行政が対応する仕組みの構築やスクールロイヤー等を活用した法務相談体制の整備・充実など、あらゆる施策と十分な財政措置を講じ、教育環境の充実を図ること。

２　教師の処遇の改善

教師の処遇については、現行制度が長年続いてきた中で、教師の勤務実態と乖離していると指摘されていることから、教師に係る人材確保と教育の質の向上を図るため、早急に教師の処遇を改善していく必要がある。

こうした中で、学校が対応する課題の複雑化・困難化を踏まえつつも、教職の魅力を更に向上し、教師に優れた人材をより多く確保するため、学校教育人材確保法による処遇改善後の優遇分の水準を確保できるよう、給特法の改正により教職調整額の水準を令和 12 年度までに 10%に改善することとされたところであるが、これを確実に実施するとともに、必要な財政措置を講じ、他の手当等を削減せず、地方の財政に負担とならないようにすること。

加えて、経験豊富な再任用教員を確保するため、暫定再任用教員（フルタイム）の給与水準が定年引上げ後の 60 歳超の教員と同程度になるよう義務教育費国庫負担金を見直すなど、給与水準の改善を図ること。

３　新しい時代の学びを支える学校の指導・運営体制の充実

学校の指導・運営体制は、教師の勤務環境と密接に関連することから、標準法における「乗ずる数」の見直し、学級編制の標準の引下げ等を含めた少人数によるきめ細かな指導体制や、専門性の高い教科指導と教師の持ち授業時数の軽減にも資する小学校の教科担任制の更なる推進、不登校児童生徒等への支援の充実、副校長・教頭及び養護教諭の複数配置の拡大、並びに栄養教諭の配置充実など、複雑化・多様化する教育課題に対応し、新しい時代の学びを支える指導体制を整備するため、教職員定数の一層の充実を図ること。

特に、令和８年度から中学校 35 人学級への定数改善を行うことが示されたが、義務標準法を改正することによって確実に実施することとし、学級増に伴い必要となる基礎定数について、加配定数の振替によることなく措置すること。

加えて、近年、教職員定数の改善が見送られている高等学校においても、生徒の多様な興味・関心に沿った探究活動や遠隔教育の実施及び特別支援教育を充実するための定数改善など指導体制の充実を図ること。

４　学習指導要領の見直し

学習指導要領は、急速に変化する時代に対応するため、育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目の新設や目標・内容の見直しが行われている。

学校現場では学習指導要領に示された資質・能力を育成するため、教師は懸命に授業等を行っている。しかしながら、学習内容が多いために、児童生徒のつまずきへの対応等、きめ細かな支援を行う時間を十分に確保することができず、結果として、日常生活で必要となる基礎的な学力が児童生徒に十分身に付いていない恐れがある。

義務教育においては、教師が児童生徒に基礎的・基本的な知識及び技能等を確実に身に付けさせるために、児童生徒に対応する時間を十分確保し、子どもたちに対してより良い教育を行い、教師自身の志気が高まるよう、次期学習指導要領では、学習内容を精選するなどの見直しを行うこと。

５　人材確保強化、教師人材の質向上と教師への入職経路の拡大

教育の機会均等、教育水準の向上を実現していく上で、特に深刻な地域課題に直面している地方も含め、各地域において学校教育を担う人材を確保することはますます重要な課題となっている。

国においては、教師不足が深刻な学校現場の現状を打破するため、多様な教師候補者を確保する新たな対策として、学部段階の貸与奨学金の返還支援制度を創設すること。

また、教師不足解消を目的とした産・育休代替教師の安定的確保のための加配定数による支援において、加配要件や対象校種・職種を拡大すること。

加えて、大量退職・大量採用を背景とする教員採用選考の倍率低下が続く中、子どもたちの能力を最大化し、主体的な学びを支援する質の高い教師人材の養成・確保に向け、より多くの学生が免許取得できるための単位数の見直しや、教職生涯を通じて能力向上への意欲を喚起させるような教職課程・免許制度改革に取り組むほか、様々な経験を有する社会人の教職の入職支援や第一次選考の共同実施など全国的な教員採用の工夫改善の推進、「地域枠」を活用した教育委員会との連携・協働による教員養成機能の強化や管理職を含めた現職の研修の充実、教職大学院における学修に必要な財源の確保等、教師人材の質向上と教師への入職経路の拡大を推進すること。

６　地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革について

これまで学校部活動は体力の向上や豊かな人間性・創造性の育成などの教育的意義や役割を担ってきたが、全国的な少子化が進む中で、その継続が困難になりつつある。

子どもたちが将来にわたって活動できる環境を確保することが重要であり、また、学校における働き方改革の推進にも資することから、部活動の地域展開等が円滑に進むよう国による支援の充実を図ること。

中でも、指導者の人材確保や総括コーディネーターの配置、部活動指導員の継続的な配置、地域クラブ活動を担う運営団体等の持続可能な収支構造の構築、経済的に困窮する世帯に対する支援等にかかる財源確保に苦慮しており、全国共通の課題となっていることから、地方公共団体の理解を得ることなしに、財政負担を求めることのないようにするとともに、団体間で大きな差が生じないよう国において必要な財政措置を行い、部活動改革の全国的な実施に向けた体制整備に取り組むこと。

また、部活動改革の理念やこれからの地域クラブ活動の在り方について国民に広く周知するとともに、一定の受益者負担が生じることについて、国においても十分な広報を行い、生徒・保護者等の関係者の理解促進を図ること。